

予防接種のお知らせ

HPVワクチン（子宮頸がん予防）

★予防接種対象者は、糸満市に住民登録のある方のみに限ります。

■ ヒトパピローマウイルス（HPV）とは

ヒトパピローマウイルス(HPV)は、とてもありふれたウイルスで、一度でも性的接触があれば男女を問わず誰でも感染する可能性があります。多くの人が感染し、その一部が子宮頸がん等を発症します。ウイルスの型は200種類以上が知られていて、子宮頸がんをはじめ、中咽頭がん、膣がん、肛門がんなどのがん、また、尖圭コンジローマ等の病気は、HPVへの感染が原因で発症するといわれています。

一生のうち子宮頸がんになる人の割合

1万人あたり

132人

35人の女子クラスとして換算した場合



2クラスに1人子宮頸がん



HPVの感染が子宮頸がんの原因と考えられています。多くの女性が一生に一度感染するといわれており、2クラスに1人の割合で子宮頸がんになっています。

子宮頸がんの罹患患者数

約**1.1**万人/年

日本では毎年約1.1万人の女性が子宮頸がんになっています。子宮頸がんは、20歳代から増え始め、若い世代の女性のがんのなかで多くを占めています。

子宮頸がんでの死亡者数

約**2,900**人/年

年間約1.1万人が罹患し、約2,900人が亡くなってしまっています。がんは生死にかかわる病気で、予防や早期発見・治療がとても重要です。

性的接触で感染するため、性交経験前に接種することが最も効果的です。



対象年齢 小学校6年生から高校1年生相当（標準は中学1年生）

回数 2回または3回（接種開始年齢により異なります）

ワクチン名	接種間隔
標準的な接種スケジュール シルガード（9価）	※1回目の接種を <u>15歳になるまでに</u> 受ける場合 2回目：初回接種から6ヶ月後
	※1回目の接種を <u>15歳になってから</u> 受ける場合 2回目：初回接種から2ヶ月後 3回目：初回接種から6ヶ月後

場所 別紙「個別予防接種医療機関(南部地区)」または本島内の医師会加盟医療機関（直接、医療機関へ問い合わせ）

※県外や県内離島で接種する場合は、糸満市からの「予防接種実施依頼書」が必要です。詳細は糸満市ホームページをご覧ください。

県外や県内離島での予防接種について
(糸満市HP)



料金 **無料** ※対象期間を過ぎると全額自己負担（3回で5～9万円程度）となります。

持ち物 母子手帳（親子健康手帳）、予診票、現住所が分かるもの（マイナンバーカード、運転免許証）

お問い合わせ先

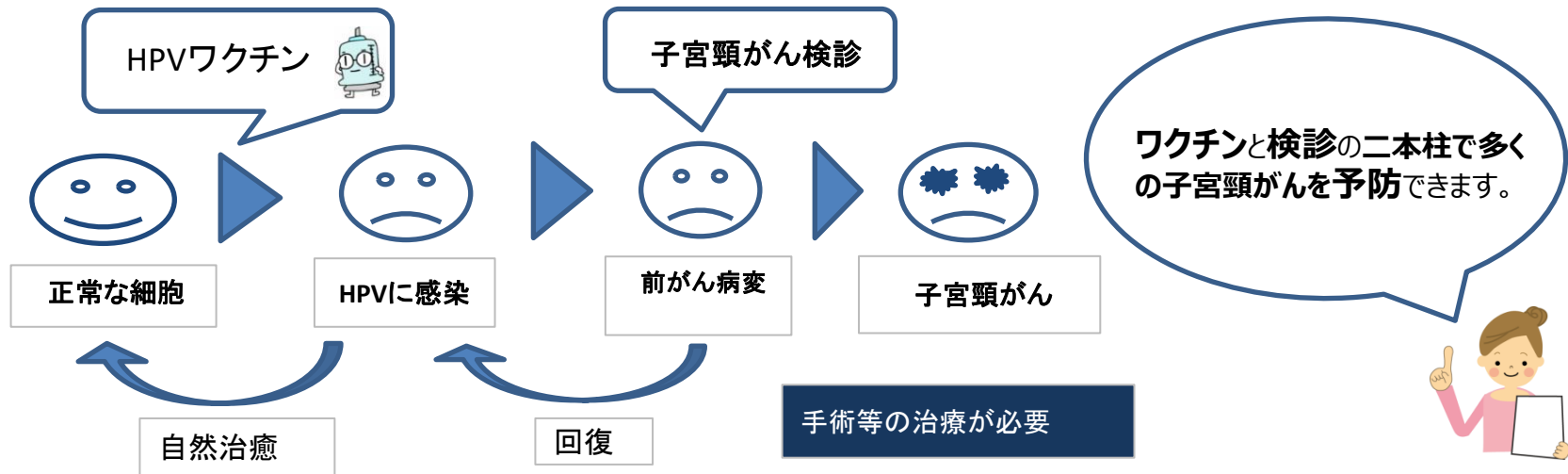
糸満市役所 健康推進課 予防係

電話：098-840-8126

■HPVワクチンについて

HPVワクチンを接種すると、子宮頸がんの原因ウイルスのうち80～90%の感染を予防することができます。**性的接触で感染するため、性交経験前に接種することが最も効果的**です。また性交経験後であってもワクチンの効果は認められています。

ワクチンを受けた場合でも、免疫が不十分である場合や、ワクチンに含まれている型以外による子宮頸がんの可能性はあり得るので、定期的に子宮頸がん検診を受けることが重要です。



■副反応について

副反応としては、注射部位の疼痛、発赤及び腫脹、などの局所反応と、軽度の発熱、倦怠感などの全身反応があるが、その多くは一過性です。まれに重い症状（重いアレルギー症状、神経系の症状）が起こることがあります。

発生頻度	シルガード（9価）
50%以上	疼痛
10～50%未満	腫脹、紅斑、頭痛
1～10%未満	浮動性めまい、悪心、下痢、そう痒感、発熱、疲労、内出血など
1%未満	嘔吐、腹痛、筋肉痛、関節痛、出血、血腫、倦怠感、硬結など
頻度不明	感覚鈍麻、失神、四肢痛など

■接種に注意が必要な方

- ① 外傷等を契機として、原因不明の疼痛が続いたことがある方
- ② 他のワクチンを含めて以前にワクチンを接種した際に激しい疼痛や四肢のしびれが生じたことのある方
- ③ 13歳以上の女性への接種に当たっては、妊娠中もしくは妊娠している可能性がある場合には原則接種しない

■予防接種後について

- ① ワクチン接種後に迷走神経反射として失神があらわれることがあるため、注射後30分程度、体重を預けられるような場所で座るようにしましょう。
- ② 接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状が発生した場合、**まずは接種を行った医師またはかかりつけの医師にご相談ください。**
- ③ HPVウイルス感染症は性感染症であること等から、感染予防やがん検診を受診することが重要です。

◇予防接種による健康被害救済制度について

定期予防接種による副反応のために、医療機関での治療や生活での支援が必要になったときは、法律に定められた救済制度があります。糸満市役所健康推進課（098-840-8126）までお問い合わせ下さい。

健康被害救済
制度について



◇HPVワクチンを含む予防接種、インフルエンザ、性感染症、その他感染症全般についての相談

「感染症・予防接種相談窓口」では、HPVワクチンを含む、予防接種、インフルエンザ、性感染症、その他感染症全般についての相談にお答えします。

TEL：0120-995-956

受付時間：平日9：00～17：00（土日、祝日、年末年始は除く）

※本相談窓口は、厚生労働省が業務委託している外部の民間業者により運営されています。

HPVに関する
Q&A



◇不安や疑問があるとき、困ったことがあるとき

各都道府県において、衛生部局と教育部局の1箇所ずつ「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に症状が生じた方に対する相談窓口」を設置しています。

【日常生活に関すること】 沖縄県保健医療介護部地域保健課 TEL：098-866-2215

【学校生活に関すること】 沖縄県教育委員会学校教育推進課 TEL：098-866-2726